



# 総額一億二千万円を減税

## 今年度から本文方式で

今年度から市民税の課税方式が変り、本文方式で課税されるようになります。そのため、社会保険料や生命保険料などが、新たに所得から控除されようになりました。減税額は二億三千万円になります。

しかし個人の所得は毎年毎年ふえており、それにつれて税金もふえてきます。そのため、減税分が所得の上昇による自然増に帳消しされるかっこになります。そこで、今年度の市民税は、昨年よりもだいぶ安くなりました。

（広ちゃん）高い高いといわれていた鹿児島市の市民税もやっと本文方式で課税されるようになりましたが、どうして、もつと早く本文方式を採用しなかったのですか。

（総務部長）市民税を安くすることについては、これまでいろいろと努力してきました。一昨年までの「ただし書方式」をやめ、昨年は「特例方式」で課税しましたが、これも「本文方式」へ切りかえるための準備段階だったわけです。

（広ちゃん）鹿児島市の市民税が高かったのは「ただし書方式」で課税していたからだと思います。鹿児島市独自の方法で課税されるようになったのです。

（広ちゃん）すなわち、今年度の市民税は、法律で認められた制限税率を総体で〇・一五%下まわっています。

（広ちゃん）本文方式となつた。すなわち、今年度の市民税は、法律で認められた制限税率を総体で〇・一五%下まわっています。

## 一人目の控除額を七万円に

(第一表) 市民税(所得割額)の税額計算のしくみ

◎39年度の方式(特例方式)	
{所得 - (扶養控除 + 基礎控除)} × 税率 - 税額控除 = 所得割額	
1人目	4万円
2人目から3万円	
◎40年度の方式(本文方式)	
{所得 - (扶養控除 + 基礎控除 + 雜損 + 医療費 + 社会保険料 + 生命保険料)} × 税率 - 税額控除 = 所得割額	
1人目	7万円
2人目から3万円	

(第二表) 市民税・県民税の所得割額の比較

給与 収入額	税の区分	単身者		扶養人員1人		扶養人員3人		扶養人員5人	
		40年度	39年度	40年度	39年度	40年度	39年度	40年度	39年度
30万	市民税	2,440	3,520	1,040	2,110	0	540	0	0
	県民税	2,440	2,560	1,040	1,160	0	0	0	0
40万	市民税	5,130	6,750	2,540	4,940	1,340	2,570	140	840
	県民税	3,940	4,070	2,540	2,670	1,340	1,470	140	270
50万	市民税	8,940	11,280	5,790	9,200	3,090	6,240	1,840	3,670
	県民税	5,640	5,770	4,240	4,370	3,040	3,170	1,840	1,970
60万	市民税	12,810	16,200	9,660	14,000	6,960	10,760	4,260	7,700
	県民税	7,360	7,490	5,960	6,090	4,760	4,890	3,560	3,690
70万	市民税	17,460	21,860	13,510	19,260	10,810	15,650	8,110	12,350
	県民税	9,070	9,200	7,670	7,800	6,470	6,600	5,270	5,400
備考		この表は、社会保険料を次の率で控除して仮計算したものです。(給与収入額に対して30万円まで4.51%, 40万円まで4.53%, 50万円まで4.42%, 60万円以上4.37%) 生命保険料その他は控除していません。							

みんなで文化財を守りましょう

郷土の文化財



